

## 平成26年度包括外部監査結果報告書における指摘事項への措置状況について

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えてる公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

### 第3 外部監査の結果

#### II 各論

##### II - 2. 公益財団法人千葉市文化振興財団及び文化振興課に係る外部監査の結果

###### 3. 所管課による指定管理業務等のモニタリングについて

###### （3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 文化施設の指定管理にかかる利益還元条項について</p> <p>イ. 協定書の記載時期について【文化振興課】(報告書P74)</p> <p>市が文化振興財団と締結している指定管理業務に関する平成25年度協定書（利益還元条項）中、「平成25年6月末」、「平成25年7月末まで」とあるのは、それぞれ「平成26年6月末」、「平成26年7月末」の記載誤りであった。協定書の作成にあたって、誤りを生じさせないよう十分に留意されたい。</p>	年度協定書の利益還元条項に記載する時期については、平成26年度分からは、誤りがないことを確認した。